

## 平成 26 年第 4 回市議会定例会において不採択となった請願

番 号	請 願 第 2 号	受理年月日	平 26. 8. 26
件 名	年金引き下げの中止等を求める意見書提出について		
結 果	平成 26. 12. 22 第 4 回定例会で不採択		
付託委員会	市民健康福祉委員会		
<p>(委員会における審査経過)</p> <p>本件は、1 項＝これ以上の年金引き下げはやめること。年金引き下げの仕組み「マクロ経済スライド」は廃止すること。2 項＝「最低保障年金制度」を創設すること。当面、基礎年金の国庫負担分約 3.3 万円を全ての無年金・低年金者に支給すること。3 項＝国民年金の保険料納付期間の延長と年金支給開始年齢のさらなる引き上げをやめること。以上の点について、国会及び関係行政庁に対し意見書の提出方を要請されたものである。</p> <p>本問題については、請願紹介議員から実情等について詳細な説明がなされた後、本件に対する国の対応状況等について伺ったところ、1 項＝公的年金は、現役世代が納める保険料によって、高齢者等の年金給付を賄うという世代間扶養により運営されており、1 人の年金受給者を何人の現役世代で支えているかを示す年金扶養率は、平成 2 年が 5.0 人、12 年が 3.4 人、22 年が 2.4 人と低下しており、32 年には 1.9 人となるなど、今後も低下していく見通しとなっている。また、年金額は、原則として、物価や賃金の変動に応じて自動改定される仕組みとなっているが、現在、支給されている年金は、12 年度からの 3 年間、物価が下落したにもかかわらず、当時の社会情勢等に鑑み、特例的に年金額が据え置かれ、本来の支給水準よりも高い金額で支給されたことにより、その格差が 23 年度時点で 2.5% となっていた。このため、24 年 11 月の国民年金法等改正法により、この格差を解消することとなったところであるが、受給者の急激な負担増を避けるため、25 年度から 27 年度の 3 年間で計画的に引き下げることとされており、これまで 25 年 10 月に 1.0%、26 年 4 月に 1.0% の合わせて 2.0% の引き下げが実施されており、27 年 4 月に最後の 0.5% の引き下げが予定されている。</p> <p>また、「マクロ経済スライド」は、16 年の年金制度改正において、将来の現役世代の過重な負担を回避し、年金制度を将来にわたり持続的で安心できるものとするため、賃金や物価が上昇した時に、年金を支える現役世代の人口減少と平均余命の伸びというマクロで見た給付と負担の変動に応じて、その負担の範囲内で給付水準を自動的に調整する仕組みであるが、これまでのところ実際に実施されたことはないとのことである。</p> <p>2 項＝「最低保障年金制度」については、24 年 2 月に閣議決定された「社会保障・税一体改革大綱」の中で、新たな年金制度としての最低保障年金について、また、現行の年金制度の改善についての 2 つの考え方が示されたところであるが、その後、24 年 8 月から 11 月にかけて現行制度を改善する法律が成立し、無年金者及び低年金者対策等が進められる予定となっていることから、現在は、現行制度を改善する方向で議論が進められている状況にあると理解している。</p>			

なお、具体的には、低年金者対策は年金受給者のうち一定の要件を満たす者を対象に、基準月額5千円に480分の納付月数を乗じて算出した額を年金生活者支援給付金として支給するものであり、また、無年金者対策は老齢基礎年金を受給するための資格期間を25年から10年に短縮することにより、一部の方に受給権が発生するものであるが、いずれも27年10月に予定されている消費税増税が実施されなければ、これらの制度も施行されないとのことである。

3項＝国民年金の保険料納付期間の延長と年金支給開始年齢のさらなる引き上げについては、国の社会保障制度改革国民会議が25年8月に取りまとめた報告書の中で言及されており、現在、国の社会保障審議会年金部会の中で検討されているとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて意見の開陳を願ったところ、「本件については、第1に、今、多くの年金生活者が、相次ぐ公的年金の引き下げにより生活を脅かされており、請願者が国に対して求めている年金引き下げ中止の願いは当然の要求であり、さらに27年度からマクロ経済スライドが実施されれば、年金生活者の生活困窮を拡大させるとともに、年金受給額の大幅な引き下げが本市の地域経済に与える悪影響は、計り知れないものがあること。第2に、請願者が求める最低保障年金制度の創設については、国連社会権規約委員会が、日本の高齢者、とりわけ無年金者や低年金者に貧困が生じていることに懸念を持ち、国の年金制度の中に最低保障年金を導入することを求めて再三にわたり勧告している内容と合致しているものであり、国際的にも正当な要求であること。第3に、税と社会保障の一体改革のもとで、少子高齢化の進行によって支え手が減少することを理由に、持続可能な年金制度維持のために年金支給開始年齢のさらなる引き上げを実行しようとしているが、真の原因は、アベノミクスのもとで、貧困と格差が広がり、労働者の実質賃金が15ヵ月連続で減少するとともに、非正規雇用労働者の増大が年金制度の土台を破壊していることであり、年金支給開始年齢の見直しは、年金制度への信頼を損なうことにつながる。以上の理由から、本件については採択したい。」という意見、「本件は年金の引き下げ中止等を求めるものであるが、第1に、年金額の改定については、本来の支給水準より高い額で支給されている格差を解消する目的で実施されているものであり、関係法の改正を経て、平成25年10月から段階的に引き下げられているものであること。第2に、マクロ経済スライドについては、年金制度を将来にわたり持続的で安心できるものとするための仕組みであること。第3に、27年10月の施行予定ではあるが、老齢基礎年金を受給するための資格期間が25年から10年に短縮され、一部の方に受給権が発生するなど、一定の配慮がなされていると思料されること。第4に、国の社会保障審議会年金部会において、保険料納付期間の延長や支給開始年齢の引き上げについては、現在検討されている状況にあること。以上のようなことを勘案すると、本件については不採択としたい。」という意見、「生活困窮をこれ以上増やさないようにすること、また、しっかり生活することのできる年金制度を持つことが肝要であると思料することから、本件については採択したい。」という意見等が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、不採択とすべきものと決定。